

10年保存

地発第0423002号

基発第0423009号

平成19年4月23日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長

(公 印 省 略)

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

過重労働防止対策アドバイザーの配置について

長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的見地を踏まえ、労働者が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重労働を排除していくとともに、労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に係る措置を適切に実施することが重要である。

このため、労働関係法令に関し、深い知識と経験を有する者を過重労働防止対策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として都道府県労働局に配置し、長時間労働の縮減など過重労働による健康障害防止に関する相談、指導、助言その他必要な事務を行うため、別紙1「過重労働防止対策アドバイザー規程（厚生労働省訓第28号）」、別紙2「過重労働防止対策アドバイザー設置要領」及び別紙3「過重労働防止対策アドバイザー執務準則」に基づき、都道府県労働局に過重労働防止対策アドバイザーを配置することとしたので、アドバイザーの実効ある活用を期されたい。

なお、アドバイザーの具体的な配置については、別途指示することとしているので知されたい。

○厚生労働省訓第 28 号

部 内 一 般

過重労働防止対策アドバイザー規程を次のように定める。

平成 19 年 4 月 23 日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

過重労働防止対策アドバイザー規程

(設置)

第 1 条 過重労働による健康障害の防止のための総合対策に係る業務の円滑な運営に資するため、都道府県労働局に過重労働防止対策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

(委嘱)

第 2 条 アドバイザーは、社会的信望があり、かつ、労働関係法令に関し深い知識と経験を有する者であつて、次条に規定する職務を行うために必要な能力を有するもののうちから委嘱する。

(職務)

第 3 条 アドバイザーは、都道府県労働局長の指示を受けて、長時間労働の縮減など過重労働による健康障害の防止に関する相談、指導、助言その他必要な事務を行う。

(任期等)

第 4 条 アドバイザーの任期は、1 年以内とする。

2 アドバイザーは、非常勤とする。

(秘密を守る義務等)

第 5 条 アドバイザー及びアドバイザーであった者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2 アドバイザーは、国家公務員法に規定する政治的行為をしてはならない。

(その他の事項)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、厚生労働省大臣官房地方課長及び厚生労働省労働基準局長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成19年4月23日から施行する。
- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。

労働条件改善アドバイザー規程（平成16年厚生労働省訓第76号）

「過重労働防止対策アドバイザー設置要領」

過重労働防止対策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の配置については、「過重労働防止対策アドバイザー規程」（平成19年厚生労働省訓第28号）によりその大綱が定められたところであるが、その細目は次のとおりである。

1 職務

アドバイザーは、都道府県労働局に配置し、都道府県労働局長（以下「局長」という。）の指示を受けて、長時間労働の縮減など過重労働による健康障害防止に関する相談、指導、助言その他必要な事務を行う。

2 委嘱

アドバイザーは、非常勤とし、次の各要件を具備した者のうちから、局長が委嘱する。

- (1) 社会的信望があり、かつ、労働関係法令に関し、深い知識と経験を有する者であること。
- (2) アドバイザーとしての職務を利用して、特定の企業もしくは個人の利益を図り、又は信用を害するおそれがないこと。
- (3) 公選による公職にある者若しくはその立候補者又はこれに準ずる者でないこと。
- (4) 他の職務に従事している者については、その業務に拘束されてアドバイザーの業務が不十分となるおそれのない者であること。

3 任期等

アドバイザーの任期は原則1年とし、委嘱日は原則4月1日とする。ただし、在任期間中であっても、後記5に定める遵守義務に違反した場合には、委嘱を解く。

また、任期途中においてアドバイザーの交替があった場合には、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

なお、アドバイザーとしての在任中、当該職務の推進に積極的に貢献し、今後もその協力が得られる者については、再任を妨げない。

4 報酬

アドバイザーに対し、予算の範囲内において謝金及び旅費を支給する。

5 遵守義務

アドバイザーは、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を守ること。
- (2) 公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるよう努めること。
- (3) その職務を行うに当たり、利益を得、又は特定の者に便益を与えてはならないこと。
- (4) アドバイザーの地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。

6 発令手続

アドバイザーの委嘱又は解職については、局長は次の発令手続を行う。

(1) 委嘱の場合

局長はアドバイザーを委嘱しようとするときは、次の書類を整える。

- ① 本人の承諾書（様式1） 1通
- ② 履歴書（様式2） 1通
- ③ 委嘱辞令（写）（様式3） 1通

なお、履歴書の記載事項については、特に国家公務員法第38条（欠格事項）該当の有無に注意すること。

(2) 再委嘱の場合

委嘱の場合に準じて取り扱うものとするが、履歴書は不要として差し支えない。

(3) 解職の場合

局長は、アドバイザーを解職しようとするときは、次の書類を整える。

解職辞令（写）（様式4） 1通

なお、アドバイザーが死亡した場合には、すみやかに遺族等から死亡届（様式5）を徴すること。

7 その他

(1) 公務災害

アドバイザーが公務上の災害を受けた場合には、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）に基づく所定の手続をとる。

(2) 執務準則

アドバイザーが、その業務を行うに当たっては、別紙「過重労働防止対策アドバイザー執務準則」により行う。

様式 1

就 任 承 諾 書

年 月 日

〇〇労働局長 殿

氏 名 印

過重労働防止対策アドバイザーに就任することを承諾します。

履 歴 書

現 住 所

氏 名
生年月日

学 歴

年 月 日〇〇〇大学 〇〇学部 〇〇科卒業

(注) 最終学歴の記載で足りる。

職 業

年 月 日

(注) 現在の職業及び労働基準行政に従事したことがある場合には、
最終の官職名及び退官日を記載すること。

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 印

氏 名

過重労働防止対策アドバイザーを委嘱する。
任期は、 年 月 日までとする。

年 月 日

〇〇労働局長 氏 名 印

氏 名

過重労働防止対策アドバイザーの委嘱を解く。

年 月 日

〇〇労働局長 氏 名 印

様式 5

死 亡 届

年 月 日

〇〇労働局長 殿

遺族 氏 名 印
続柄

下記の者は、 年 月 日に死亡したのでお届けします。

記

〇〇〇労働局
過重労働防止対策アドバイザー
氏 名

「過重労働防止対策アドバイザー執務準則」

- 1 過重労働防止対策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は、その職務を行うに当たっては、過重労働防止対策アドバイザー規程（平成19年厚生労働省訓第28号）によるほか、この過重労働防止対策アドバイザー執務準則によらなければならない。
- 2 アドバイザーは、都道府県労働局長（以下「局長」という。）の指示を受けて、次に掲げる事務を行う。
 - （1）過重労働による健康障害防止に係る相談、指導及び助言に関すること。
 - （2）長時間労働の縮減に係る施策その他必要な事務に関すること。
 - （3）その他労働基準監督機関が行う業務への協力に関すること。
- 3 アドバイザーは、関係法令及びその解釈、その他労働基準監督機関が行う業務の方針等について理解を深めるとともに、常にその他の職員とも十分な連携を図りつつ、適正な指導、相談等を行うことはもとより、上記2に掲げる業務を適正に遂行するための研鑽に努めなければならない。
- 4 アドバイザーは、上記2に掲げる業務を行うに際して、当該事案が次の各号のいずれかに該当する場合には、その都府県労働局長が指名する者に報告し、その処理についての指示を受けなければならない。
 - （1）事案の内容から法令解釈上組織的に十分な検討を行う必要のあるもの等自らその指導を行うことが適当でないと判断した場合
 - （2）事案の内容が労働基準法等関係法令に抵触し、これに伴う措置を必要とすると判断した場合
 - （3）その他事案の内容から判断して、指示を受ける必要があると判断した場合
- 5 アドバイザーは、局長の定める日に上記2の業務を行った場合には、別紙様式1により過重労働防止対策アドバイザー勤務報告を作成するとともに、月の初めに前月分について別紙様式2により過重労働、防止対策アドバイザー月報を作成し、これに別紙様式1により作成した報告を添付して局長に報告するものとする。
- 6 アドバイザーは、業務の執行に当たっては、次のことを遵守しなければならない。
 - （1）職務上知り得た秘密を守ること。
 - （2）公平な立場を堅持し、一般社会の信望に応えられるよう努めること。
 - （3）その職務を行うに当たり、利益を得、又は特定の者に便益を与えてはならないこと。
 - （4）アドバイザーの地位を利用して政治的行為を行ってはならないこと。

過重労働防止対策アドバイザー勤務報告

月 日 ()		
相談、指導及び助言 件		
(相手先)	(概要)	
備考		

過重労働防止対策アドバイザー月報

(年 月分)

1 勤務日数 _____ 日

2 相談、指導及び助言 _____ 件

3 特記事項

過重労働防止対策アドバイザー

氏 名 印

※当月分の過重労働防止対策アドバイザー勤務報告を添付すること。